

政治思想学会会報

JCSPT Newsletter

第 25 号 2007年 12月

目 次

[評論]

- 戦争廃絶の思想 平和研究の地を訪ねて
寺島俊穂 1

[書評]

- 道徳への願望と倫理への憧憬 ハーバーマス『討議倫理』とハーバーマス/ラッツィンガー
『ポスト世俗化時代の哲学と宗教』を読む
早川 誠 8

- 歴史的コンテクストの中で古典を読むということ 川合清隆『ルソーとジュネーヴ共和国
人民主権論の成立』をめぐって
田中拓道13

[研究交流]

- 第 6 回日韓共同学会議報告
齋藤純一18

[会務報告]

- 2007年度第 2 回理事会議事録20
2008年度政治思想学会研究会プログラム(予定)22
-

戦争廃絶の思想

平和研究の地を訪ねて

寺島俊穂（関西大学）

一 人生における問い

私が中学生のころから疑問に思っていたのは、どうして戦争で人を殺していいのかということである。このような問いは誰しも感じることもかもしれないが、たいていは、正当防衛との類推で納得してしまうか、現に戦争が起こっているという事実の前に問い自体が消えていってしまうようである。もっとも、こういった疑問は時とともに薄れていくのがふつうなのかもしれない。しかし、私はこの問題をずっと考え続けたというか、この問題にこだわり続けた。小学生のときに原爆の被害者の写真を見てショックを受けたことや高校生のときにベトナム戦争の報道にどうしようもない焦燥感を覚えたこともあった。戦争というシステム自体をどうにかできないかという問いが、私が政治学に関心をもったそもそもの発端であった。

大学で政治学科を選んだのも、政治思想のゼミに入ったのも戦争と人間、すなわち国家と個人の問題を根底的に考えたかったからである。大学時代は、クラブ活動や市民運動では平和の問題に関わる一方、政治思想のゼミでは近現代ヨーロッパの思想について考えることが多くなっていった。卒業論文や大学院でハンナ・アレントの政治思想についての研究を行ない、政治を根底的に捉え直すことに関心をもつようになっていったが、心の片隅にはいつも戦争をなくすにはどうしたらよいのかという問いがあった。大学4年のとき、連合赤軍事件が起こって、そこに入学時に初めて知り合った同級生が関わっていたこともあり、その出来事に関心をもち、たまたま入手した『展望』（1972年5月号）に載っていた、久野収へのインタビュー記事「市民的権利の立場から」を読み、同じようなことを考えて生きてきた人がいることを知って深い共感を抱いたものである。この記事は、革命の前衛組織が軍のようになる、連合赤軍

事件に示された戦争の論理と市民相互の自由や権利を尊重する市民的権利の立場を対比したものが、戦争というのは「集団的価値倒錯」であって個人にとって善であることが悪になり、個人にとって悪であることが善になる、つまり「個人においては、他人の生命を奪う行動が最大の悪とされているのに、戦争においては、他人の生命をできるだけ沢山奪う行動が依然として偉いとされる論理がものをいっている⁽¹⁾」というくだりを読んで、私は共感を覚えたのである。久野は、この疑問が十分に解けなかったから、青年期以来「パシフィスト平和主義者」でありたいと願い続けてきたという。それだけでなく、戦前から一貫して市民的抵抗を実践してきたのである。久野が言うのは、戦争の論理は、最終的には「敵を殲滅する」ことに行き着くので、民主主義や市民社会の考え方とは根本的に相反するということである。

私の場合は、市民運動家にはなれなかったが、少し回り道をしてから大学に職を得ることができたので、少しずつこのような問題に対する自分なりの回答を論文として表すことができるようになった。早くから関心をもっていたテーマは、兵役拒否の問題であった。良心的兵役拒否が戦争を個人の側から明示的に拒む道であることは確かなのだが、良心的兵役拒否だけではなく近代日本の隠れた伝統である徴兵忌避にも照明を当て、その苦難の歴史を辿ることによって両者のあいだに「戦争を拒む思想」としての共通の思想的基盤を見つきたいと考えたのである。次に、アダム・ロバーツ、ジーン・シャープ、テオドール・エーベルトらによって1960年代以降展開されてきた市民的防衛構想に関心を抱き、非暴力防衛の思想について考究してきた。さらには、日本国憲法第9条には戦争廃絶の思想が具現化されているのではないかと考え、憲法第9条と非暴力防衛（市民的防衛）

との接合について研究してきた⁽²⁾。しかし、そもそもなぜ戦争の問題にこだわり続けたのかというと、正当防衛の場合とは異なり、戦争は犯罪者ではない人間同士が殺し合うシステムであり、文明の進展のなかで克服すべき問題だという確信をもつようになっていったからである。

二 平和主義と非暴力

前置きが長くなったが、私は、2006年10月から2007年1月にかけてイギリスのブラッドフォード大学平和学部で非暴力を中心にした平和研究に従事する機会を得、平和主義と市民的抵抗について考えることができたので、イギリスで考えたことについて報告したい。ブラッドフォード大学の図書館にはコモンウィール・コレクションという非暴力関係の文献や資料を集めたかなり大きな部屋があり、そこに通って資料を読み込むとともに、平和学の研究教育の実際に触れるのが今回の在外研究の主たる目的であった。また、ブラッドフォード大学には、マイケル・ランドルを中心にした非暴力研究の蓄積があり、その一端に触れたいという思いもあった。

ランドル氏とは、その主著『市民的抵抗』⁽³⁾を翻訳出版した際にメールのやりとりをすることがあり、今回平和学部に客員研究員として受け入れてもらうに当たっても尽力していただいた。私はブラッドフォード到着後すぐにランドル氏と連絡を取り、大学で会い、非暴力および平和研究について意見交換するとともに、ブラッドフォードにおいて調査研究を進めていく上での貴重な示唆を受けた。ランドル氏は、平和活動家であるとともに、市民的抵抗の研究者でもあり、一貫して非暴力による市民的抵抗に取り組んできた人である。あとからコモンウィール・コレクションに収められていた文献を読んで知ったのだが、ランドル氏は1968年のチェコ事件に当たってはチェコスロヴァキアの民衆を非暴力で支援するグループを組織し、プラハに入って支援活動をしたが、そのときのリーダーであった。そのとき一緒に活動したのが、エイプリル・カーター女史であり、彼女とは長い間の協力者であるとのことである。カ

ーター氏は、非暴力直接行動、フェミニズム、平和運動について何冊もの本を著してきた著述家⁽⁴⁾であり、彼女もまた研究者と同時に活動家という両面を具えた人である。ランドル氏は、フランスの核実験に反対する直接行動のためアフリカに入り、1959年10月から1年間ガーナで活動したこともあることをカーター氏の著作⁽⁵⁾によって知った。ランドル氏の著作からも窺えることではあるが、彼の非暴力についての研究が地に足のついた実践活動によって裏づけられていることを知って改めて納得したところも多い。それだけでなく、ランドル氏との交流をとおして感じたことは、彼の穏やかな人柄に非暴力のエートスが現れているのではないかということである。非暴力というのは、単に規範的原理であるのにとどまらず、文化や態度の問題でもあるということが自然に伝わってきたのである。

戦争廃絶の問題に関連して、ランドル氏にきいてみたかったのは、非暴力が有効でない状況でも非暴力を貫くのかという問題である。平和主義に対してよく問いかげられることではあるが、百に一つのケースであれ、戦争が肯定される場合があるのかどうかということである。つまり、ジェノサイド戦争に対して非暴力抵抗は果たして有効な手段なのかという問題である。というのも、ランドルは旧ユーゴでの「民族浄化」という事態を前にして戦略的非暴力について懐疑的な論考を発表したこともあるからである⁽⁶⁾。『市民的抵抗』のなかでも、ボスニアでの経験から、短期や中期では市民的防衛（非暴力防衛）が成功する見込みはなさそうだとした上で、しかし、だからといって、そのような判断がたとえ自衛戦争であっても戦争を「始めることへの十分な論拠には必ずしもならないということである。市民的防衛は、絶望的な軍事闘争を行使するよりも、やがては解放へと貢献する一層効果的な方法だと見なしてよかろう⁽⁷⁾」と、議論を展開しているのだから、真意はどこにあるのかを確認してみたかったのである。ランドル氏の答えは、非暴力で闘ったほうが長期的に見たら希望があるということにあった。長期的視点の重要性ということである。私なりに解釈すると、

暴力は暴力の連鎖を生み出すので、非暴力で闘って効果的であれば、人類の歴史にとって範例的重要性をもつのではないかということである。市民的防衛という考え方も、ナチス支配下のオランダ、デンマーク、ノルウェーなどでの非暴力抵抗からヒントを得ており、無慈悲な支配者であれ非暴力が有効になることもあり得、極限状況の論理によって非暴力を斥けることはできないのではないかということである。仮に暴力手段の使用が避けられない状況があっても、「正義の戦争」とか「人道的介入」というレトリックで戦争や武力行使を肯定するのではなく、警察的な対処の仕方を定着させていく必要があるのだと思う。

ブラッドフォード滞在中、ランドル氏とともに、ブラッドフォード大学における非暴力の研究者であるピーター・ヴァン・デン・ドゥンゲン氏とも親しく交流した。ドゥンゲン氏は、平和運動の歴史や平和博物館を専門として研究している平和研究者であり、ブラッドフォード大学における平和教育や平和研究の歴史と現状についても詳しくだったので、平和研究の歴史について直接、当事者から情報を得ることができた。またドゥンゲン氏との意見交換のなかで、女性で初めて1905年にノーベル平和賞を受賞したベルタ・フォン・ズットナーら19世紀の平和思想に関する研究の重要性に気づき、戦争廃絶の思想の淵源を辿る必要を感じた。ズットナーの名著『武器を捨てよ！』（1889）は、戦争の実相に迫るものであり、当時ベストセラーになり、16の言語に翻訳されただけでなく、多くの平和愛好者を平和運動家に変えた本であったと言われる⁽⁸⁾。この本は、教養小説のスタイルをとっているが、戦争を直視し、反戦へと読者を鼓舞しようという意図が込められている。圧巻なのは、戦場の実際に起こっていることの記述であり、戦争によって人間が無残に殺されていくだけではなく、野蛮な動物へと変えられていくさまがリアルに描かれている箇所である⁽⁹⁾。ズットナーの平和思想の核心にあるのは、戦争自体を犯罪とみなす見方であり、戦争は人類の発展を否定する行為であり、「今日人類が明日の人類に対して犯す恐るべき悪行であると同時に、最

大の愚行である⁽¹⁰⁾」という確信である。『武器を捨てよ！』のロシア語版を贈られたトルストイは、ストウ夫人の『アンクル・トム的小屋』が奴隷制廃止に与えた影響に喩えて、その本によって戦争の廃絶が実現することを願うということを彼女宛の手紙に書いて、彼女を喜ばせた⁽¹¹⁾。平和主義という言葉は、1901年につくられた造語だが、それはズットナーのように平和のために反戦運動をしている人びとを平和主義者と呼んだことに発しており、平和主義の根底には、戦争の廃絶（abolition of war）は可能であり、そのために活動することには価値があるという信念があった。ドゥンゲン氏によると、19世紀において戦争が反文明的なものとみなされたのは、ダーウィンの進化論の影響もあり、人類の文明の進化への期待が広がるとともに、実際に、決闘、奴隷制、カニバリズム（食人の風習）のようなものは反文明的とみなされ、克服されていったからである。これらと同様に戦争も克服でき、「戦争のない世界」は実現可能だと考えられたのである。

このように平和主義は戦争の廃絶が可能であるという考え方に基づいて理解され、戦争の克服が平和主義の核心にあると言えよう。しかし、その後の歴史の展開は「戦争の廃絶」どころか、20世紀になってから二度にわたる世界大戦を経験しただけでなく、第二次世界大戦後も数多くの戦争や武力紛争を経験してきた。冷戦終結後も大量虐殺を含む民族紛争や、21世紀になってからも「対テロ戦争」というレトリックの下での戦争の正当化を目の当たりにしているので、戦争廃絶ということ自体が語られなくなっているようである。

ブラッドフォード大学平和学部でも、紛争解決のコースが最も人気を集め、平和主義や平和運動についての研究は片隅に追いやられているような感じを受けた。平和学のカリキュラムは、平和研究、紛争解決、国際関係という3つのコースに分かれているが、学生のニーズや予算獲得という外部環境の変化によって次第に平和思想研究から紛争解決に重点がシフトしてきているようである。そのため、アダム・カールというクエーカーの平和主義者をハーバード大学から招聘して1972年

に創設された平和学部の性格も変質してきているようである。とはいえ、ブラッドフォード大学の平和学部が長年にわたって平和研究・平和教育をリードしてきた蓄積は大きく、学ぶところも多かった。私は、いくつかの講義やセミナーに出席したが、オリヴァー・ラムスポサム教授の「平和学入門」は、題材の取り上げ方、講義の進め方など授業方法でも参考になるところが多かった。自然に学生参加型の授業になっている点にも感心した。正戦論を取り上げた講義は、学生の意見を聞きながら進められ、はじめは正戦論に賛成した学生のほうが平和主義に賛成する学生よりも多かったが、討論を進めていくうちに、正しいと思われる目的で始まった戦争も戦争の経過のなかで正戦の基準から外れていくことがわかり、意見の分布が変わっていくという授業の進め方も興味深かった。

ブラッドフォード滞在中に新たに関心をもったのは、平和教育の重要性である。とくに平和博物館の役割については、ドウンゲン氏との意見交換によって認識するようになった。ブラッドフォードにはイギリスでは唯一の平和博物館という名前の付く博物館があり、そこを11月に訪問した。3部屋だけのこじんまりした博物館だが、館長のピーター・ニラス氏が来訪者の誰とでも話し合う平和学習の場になっていることに感心した。また、マンチェスターにある戦争博物館（Imperial War Museum）を訪れたが、ここは20世紀の戦争を客観的に展示し、戦争の実相が伝わってくる優れた博物館であった。戦争の日常をリアルに再現する装置はすばらしく、子どもたちにとっての平和教育の場にもなっていた。あとでロンドンにある戦争博物館も訪れたが、ホロコーストや民族紛争に関する展示にもスペースをとっており、名称は戦争博物館だが、ここも充実した平和学習の機会を提供していることがわかった。これらの経験をおして、戦争や暴力の克服には時間がかかるかもしれないが、戦争の実相を伝え、若い人たちの感受性に訴えていく地道な取り組みも必要だと感じたのである。

三 非暴力闘争というオルタナティブ

戦争廃絶を遠い未来の目標にしてしまうのではなく、現に起こるかもしれない戦争に対するオルタナティブとして考えられたのが市民的防衛構想であるが、その主唱者であるジーン・シャープは、2005年にこれまでの研究を集大成するかたちで『非暴力闘争 20世紀における実例と21世紀に向けての可能性』⁽¹²⁾という本を出版している。シャープが一貫して取り組んできたのは、非暴力手段による闘いの有効性を高めていくにはどうしたらよいかという問題であった。たとえ侵略されても自衛戦争を行なうのではなく、ストライキやボイコットなど非暴力手段を用いて全面的非暴力の態勢が組めれば、侵略者に侵略目的を遂げさせず、撤退に追い込んでいくこともできるという戦略として考えられてきたわけである。

このような発想が人びとの注目を集めるようになったのは、1950年代後半からである。イデオロギーの対立を背景にして核兵器による一触即発の危機が現前のものとなり、核戦争が人類の壊滅につながるということが認識されるようになったからである。イギリスの退役軍人スティーヴン・キング＝ホールが『核時代における権力政治』（1958）のなかで軍力を「ほかの権力のメカニズムに置き換える必要がある」⁽¹³⁾と述べ、非暴力の力（non-violent power）の果たしうる役割に注目したように、この構想は非暴力で闘ったほうが有効な次元があるという発想に支えられていた。キング＝ホールの構想は、軍事的防衛から非軍事的防衛への転換を信条ではなく政策として目指すという意味で発想の転換をなすものであった。もっとも、この提案はイギリス政府によって採用されたわけではなかったが、イギリス、アメリカ、西ドイツの若手研究者がこのような発想を現実的な政策として展開していくための研究に着手するきっかけとなった。

1964年にアダム・ロバーツが中心になって「市民的防衛」（civilian defence）という概念を編み出し、軍事的防衛でなく非暴力で闘ったほうが効果的だという観点から同名の小冊子を出し、同年9月にはオックスフォード大学で市民的防衛に関

する専門家会議を開催した。なぜここで非暴力防衛という言葉を用いなかったかという、非暴力防衛という言葉は主として宗教的基盤の上に立った平和運動において用いられていた言葉であり、そういった傾向から区別するためであった。ロバーツは、平和主義者から自らを区別し、現実的な政策として検討していくことを意図していた⁽¹⁴⁾。つまり、市民的防衛という言葉を使うことによって、防衛の主体が市民にあることを示すとともに、国内の非暴力闘争で有効な手段を防衛においても効果的に用いるための条件を示そうとしたのである。当初から軍事専門家や退役軍人がこの市民的防衛構想に関心をもっていた。ロバーツは、すでにこの小冊子のなかで侵略に対する全面的非協力を提唱しているが、彼が意図したのはガンディーの非暴力防衛の提唱に欠けていた「実践可能な代替策の提言⁽¹⁵⁾」であった。

シャープは、70年代以降、市民的防衛論の主唱者となるが、「非暴力闘争のクラウゼヴィッツ」と称されるように、市民的防衛は戦略的・戦術的に軍事的防衛に勝っていることを証明し、国防政策としての採用を目指している。彼は、非暴力行動の実証研究から研究を始めたのであり、200近い非暴力闘争手段があるとして、とくにストライキとボイコットによる非協力を中心にして非暴力手段によって粘り強く闘えば、侵略軍を撤退に追い込んでいくことができる戦略として構想している。全面的非協力の態勢が組めれば、「非暴力の電撃戦」といわれるように、短期間で勝利も可能だという。実際に、1991年のバルト三国の独立に際して、シャープの著作が翻訳され、検討が重ねられ、リトアニアとラトヴィアでは、独立を阻止しようとするソ連軍に対して非暴力で闘って撤退させるということも、起こっている。しかし、独立後のバルト三国は市民的防衛を自国の防衛政策として採用したわけではなく、旧ソ連圏の諸国との連携をとる必要から軍事力を肯定してきたのが実情であり、コスタリカのように軍隊をもたない国はあっても、市民的防衛政策を全面的に採用している国はまだ存在していない。

しかし、80年代になって1986年のフィリピン

革命、1989年の東欧革命のように、非暴力革命が暴力革命に取って代わって、政治体制の転換をもたらしてきた。また、1991年の旧ソ連での反ゴルバチョフ・クーデターに対して非暴力で反クーデター防衛として市民社会や民主化を守ることに成功した。このような理由で、非暴力の防衛政策よりも非暴力の市民的抵抗が民主化において果たす役割について研究者の関心が向けられてきたようである。つまり、戦争に取って代わる非暴力防衛というかたちではないにせよ、非暴力闘争が近年において著しい成果をあげてきたことに注目が集まっている。

このような背景のもとで、1964年のオックスフォード大学での専門家会議から40年以上を経た2007年3月15～18日に、ふたたびオックスフォード大学で「市民的抵抗と権力政治」に関する国際会議が開かれ、私も参加した。世界中から約200名の参加者があり、朝から晩までランチとディナーをはさんで24のセッションが開かれた。この会議は、オックスフォード大学のアダム・ロバーツ教授らが主宰し、第二次大戦後の世界における民主化を求める非暴力の市民的抵抗の運動についての研究報告と討論から成るものであった。この会議には、ジーン・シャープ、アダム・ロバーツ、マイケル・ランドル、エイプリル・カーター、ピーター・アッカーマンといったこれまで世界の非暴力研究を牽引してきた研究者が参加しており、また世界各地から、市民的抵抗の運動に実際に関わった人びとも報告者や討論者として参加しており、参加者と意見交換することができた。

とりわけ、シャープ氏と個人的に話すことができ、彼の「団結した人びとの力」としての権力観がハンナ・アレントの権力概念に基づいていることを確認できたこと、非暴力行動についての考えを直接聴けたこと、英語で書いた私のアレントに関する論文について意見交換できたことは、大きな喜びであった。会議自体は、事例報告についての議論が中心で、歴史的・国際政治的アプローチが多く、戦争の問題と非暴力の思想的側面の分析が欠けていることに気づいた。これは、この会議が非暴力運動を中心にした民主化の動態分析に焦

点を当てていたためだが、逆に、私としては政治理論の研究者としてなすべき仕事を確認できたのも良かった。また、アジアからもインド、フィリピン、中国、ミャンマー（ビルマ）の事例は報告されていたが、戦後の日本における非暴力運動や市民的抵抗が伝わっていないので、日本の事例を分析し、外国語で伝えていく必要も痛感した。

四 平和主義の徹底化

在外研究中に平和主義に関する文献を読んでいて思ったことだが、たしかに平和主義は戦争廃絶を軸にして形成されてきた側面が強いが、逆にガンディーは戦争の廃絶を市民的不服従運動の目標にしていたわけではなく、彼の影響を強く受けた平和運動はむしろ非暴力による社会変革のほうに重点を置いている。

そのような立場として、徹底的平和主義（radical pacifism）がある。徹底的平和主義とは、たんに戦争のない世界を思い描いたり、兵役拒否したりするだけでなく、実効的に戦争を阻止することを重視し、また社会変革のために積極的に活動する実践的な平和主義の立場である。このような立場をとってきた平和運動団体のひとつに戦争抵抗者インターナショナル（War Resisters' International 略称 WRI）がある。WRIは、1921年に、第一次世界大戦中反戦運動を行なった活動家がオランダに集まり、イギリス、フランス、ドイツ、オランダの反戦団体が中心になって、「パーツォ」（Paco：エスペラント語で「平和」を意味する）という団体を結成したことに始まり、その後1923年に事務局をロンドンに移し、名称も現在のもとなった。その活動の元になっているのは、「戦争は、人道に対する犯罪である。それ故われわれはどんな種類の戦争をも支持しないことを決意し、戦争のすべての原因の除去に全力を傾注することを決意する⁽¹⁶⁾」という最初の大会で採択された宣言である。WRIはあらゆる戦争と戦争準備に反対し、非暴力直接行動によって戦争の原因を除去するための活動を、国境を越えて持続的に行なってきたNGOである。

このような立場に立って考えると、非暴力を防

衛政策に採り入れることよりも、戦争が起こらない構造をつくっていくために日々努力していくことのほうが重要だということになる。クエーカーが行なってきたのも戦争や差別をなくすための平和活動である。「平和のための戦争」、「戦争を終わらせるための戦争」という矛盾に陥らないために、非暴力運動の果たす役割に注目したい。戦争を防止するだけでなく、積極的平和の実現のために必要なのは、非暴力での紛争解決や社会変革の実績を日常的に積み重ねていくことである。ラディカルな平和主義はラディカルな民主主義と結びつき、民主主義の底辺からの強化に役立つであろう。

「平和への道は平和である」（A. J. マスティ）という言葉に示されるように、平和はあくまで平和的手段、すなわち非暴力で追求しなければならないのだと思う。かりに非暴力が有効でない状況が存在するとしても、それだからといって自衛戦争が肯定されることにはならないし、長期的に見れば非暴力で闘うほうに希望がある、というランドル氏の見解を私は支持したい。なぜなら、たとえ、正戦論が主張するように、戦争が「最後の手段」や「緊急事態での反撃」として始まったとしても、戦争はそれに内在する論理によって正戦論の基準に反することになり、戦争においては、罪のない兵士同士が互いに殺人を強いられるだけでなく、爆撃や掃討作戦によって関係のない人びとが犠牲になることは避けられないからである。どのような状況であれ、外国人や他民族を殺すことは正当化できないはずである。戦争廃絶の思想とは、平時における殺人の禁止と戦時における肯定という最大の矛盾を解決しようという試みである。

(1) 久野収「市民的権利の立場から」『展望』第161号（1972年5月）、14頁。

(2) 寺島俊穂『市民的不服従』（風行社、2004年）；「憲法第九条と戦争廃絶への道」、千葉眞・小林正弥編『平和憲法と公共哲学』（晃洋書房、2007年9月）所収、34 - 58頁参照。

(3) Michael Randle, *Civil Resistance*, London: Fontana Press, 1994 = マイケル・ランドル『市民的抵抗 非暴力行動の歴史・理論・展望』石谷江

- 司・寺島俊穂訳（新教出版社、2003年）。
- (4) エイプリル・カーター（April Carter）の主著には、
Direct Action and Liberal Democracy, London: Routledge & Kegan Paul, 1973; *Peace Movements: International Protest and World Politics since 1945*, London; New York: Longman, 1992; *Direct Action and Democracy Today*, Cambridge, U.K.; Malden, MA: Polity Press, 2005がある。
- (5) April Carter, “The Sahara Protest Team,” in A. Paul Hare and Herbert H. Blumberg (eds.), *Liberation without Violence: A Third-Party Approach*, London: Rex Collings, 1977, pp.126-156.
- (6) Michael Randle, “Strategic Nonviolence in a Post-Bosnia World,” *Civilian-Based Defense*, vol. 11, no. 4 (Winter 1996), pp. 1, 3-4 参照。
- (7) 『市民的抵抗 非暴力行動の歴史・理論・展望』 186頁。
- (8) 糸井川修「ベルタ・フォン・ズットナーの生涯と小説『武器を捨てよ!』」『愛知学院大学 教養部紀要』第48巻第3号（2001年2月） 51 - 52頁参照。
- (9) Bertha von Suttner, *Die Waffen nieder! : Eine Lebensgeschichte*, hrsg. und mit einem Nachwort von Sigrid und Helmut Bock, Husum: Verlag der Nation, 1990〔初版：1889〕, S. 236-243 参照。
- (10) Bertha von Suttner, *Das Maschinenzeitalter: Zukunftsvorlesungen über unsere Zeit*, Dritte Auflage, Dresden; Leipzig: E. Pierson, 1899, S. 278.
- (11) Bertha von Suttner, *Memoiren von Bertha von Suttner*, Stuttgart; Leipzig: Deutsche Verlags-Anstalt, 1909, S. 210-211 参照。
- (12) Gene Sharp, *Waging Nonviolent Struggle: 20th Century Practice and 21st Century Potential*, with the collaboration of Joshua Paulson and the assistance of Christopher A. Miller and Hardy Merriman, Boston: Porter Sargent Publishers, INC., 2005.
- (13) Stephen King-Hall. *Power Politics in the Nuclear Age : A Policy for Britain*, London : Gollancz, 1962〔初版：1958〕, p. 180.
- (14) Adam Roberts, “A Case for Civilian Defence,” *Civilian Defence*, London: Peace News, 1964, p. 7 参照。
- (15) *Ibid.*, p. 19.
- (16) 久野収「戦争抵抗者インターナショナルの活動」『平和の論理と戦争の論理』（岩波書店、1972年）所収、92頁。

道徳への願望と倫理への憧憬

ハーバーマス『討議倫理』（清水多吉／朝倉輝一訳、法政大学出版局、2005年）とハーバーマス／ラッツィンガー『ポスト世俗化時代の哲学と宗教』（三島憲一訳、岩波書店、2007年）を読む

早川 誠（立正大学）

一 書誌

近代化というにせよ世俗化というにせよ、現今の社会における価値観や世界観の多様化は、社会科学にとって悩みの種の一つである。そこからどれほど大きな課題がわれわれに投げかけられているかは、各地で見られる民族間の対立や宗教上の反目から容易に推測することができる。「近代的多元主義」「多元主義的な政治的共同体」を考察するハーバーマスにとっても、課題は異ならない。

本稿で取り上げる二冊は、成り立ちも出版時期も共通点を持たない。1991年に出版された『討議倫理』は、原書名を直訳すれば『討議倫理の解明』となるが、1982年から88年まで各所で行なわれた五本の講演・講義と、原書名と同じ名を冠する初出の第六章を収録する。討議倫理に関する体系書とは言えないが、「競合するさまざまなアプローチとの対決」（序文）を主眼とするがゆえに、かえって討議倫理の特徴を鮮やかに際立たせる。『世俗化の弁証法 理性と宗教について』との原題を持つ『ポスト世俗化時代の哲学と宗教』は、2004年1月19日に行なわれたハーバーマスと当時のラッツィンガー枢機卿との対論当日における両者の講演をまとめ、2005年に出版されたものである。巻末に詳細な訳者解説を付する。ラッツィンガーはその後2005年4月19日に第265代ローマ教皇に選ばれ、ベネディクト16世を名乗ることとなった。「自由な国家における政治以前の道徳的基盤」をテーマとした「現代の最も重要な哲学者の一人であるハーバーマスと、当時のローマ教皇庁教理省長官との対決」は、編者のフロリアン・シュラーのまえがきによれば、「世界中の注目を集めたと言っても過言ではない」とされ、「モロッコやイランからも、ミュンヘンに問い合わせが舞い込んだほどである」。

比較的近い時期に日本語訳が刊行されたという以外に一見して共通点の見えない両書だが、『ポスト世俗化時代の哲学と宗教』が『討議倫理』の考察の延長線上にあり、その応用事例と見なすこともできる。よって、まずは各々の議論を整理した後、両者の比較の中で見えてくるいくつかの論点を考察してみることとしたい。

二 内容の整理：『討議倫理』について

本書は三部構成を取り、第一部「道徳性と人倫」では、主にカントの道徳論とヘーゲルとの対抗関係を視野に入れながら、討議倫理の特徴が明らかにされる。古典的倫理学が善き生の問題全般に関わるのに対して、カントの特徴は正義に適った行為の問題への限定、すなわち異なる善に基づく行為から生じるコンフリクトを調整するための行為規範の当為妥当性のみに関わるという点にある。討議倫理もこの特徴を引き継ぐが、ただし定言命法ではなく、手続き的な討議の原則（実践的討議への参加者としてのすべての当事者の同意を取りつけることができるような規範のみが、妥当性を要求できるということ）と、普遍的な根本命題（規範が妥当ならば、各人の利害関係のために、その規範を一般的に遵守することから生まれてくると思われる成果や副次的結果は、すべての人に強制なく受け容れられなければならない）を中核とする。この中核部分の手続き的性格はロールズの原初状態やミードの理想的役割取得と類似するが、ハーバーマスの場合、参加者が実際に「共同的に真理追求に参加」し、「問主観的に共通に展開される役割取得」を行なう点で（9 - 10）¹⁾、実際の討議のプロセスが一層重要なものとなる。

このような手続き主義の問題点の一つは、人倫的な生、すなわち正義ではなく善に基づいた行為に対して、関与の仕方が難しくなるということ

ある。ハーバーマスによれば、ここには二つの問題、すなわち普遍的原理を状況に適用する際に生じる認知的問題と、道徳的正当化を人々に根づかせる際の動機づけの問題がある。しかし前者については、討議倫理によって特定の利害関係者の側に立った心情倫理的判断が避けられるという利点（人権の浸透はその歴史的一例とされる）があること、また普遍的規範を遵守した場合の結果や副次的影響への考慮は討議の中でも言及されることが挙げられ、討議倫理の有効性が擁護される。動機づけの問題については、手続き論が必要とされるのは「近代社会に事実として立ち現れ、拡大してきている生活世界の構造の特徴」をわれわれがもはや避けることができないからであるとされ（44）それを所与として、アイデンティティの育成を可能にする社会化モデルや教育過程の必要が説かれる。

「道徳の発展」と題される第二部では、ローレンス・コールバーグの議論を手掛かりに、正義と善との関連について考察がなされる。道徳の手続き的な理解については、カント以来さまざまな議論の蓄積がある。ハーバーマスは、同じように手続き的手法を取るロールズの目的合理的な主意説的契約モデルや、スキャンロンの修正された契約モデル、情動的色調の強いミードの理想的役割取得といった考えから討議倫理を区別し、あくまでも討議への真剣な参加と相互理解のプロセスを重視している。

これに対しては、具体的な生の場において現れる幸福や不幸の次元の問題が切り捨てられる、また他者の福祉への配慮に欠ける、という批判がありうる。コールバーグは、義務論的アプローチの枠内で正義と慈愛の統合を説き、批判に答えようとした。だが、ハーバーマスの見るところ、隣人に対する慈愛という考え方は、コミュニケーション論的な観点を十分に満足させるものではない。「集団のアイデンティティは、相互承認という傷つけ合うことのない関係を通してしか再生産されえない」のであり、こうした間主観的關係が道徳のそもそもの大前提であるから、「個々人を平等に取り扱うことを補完する観点は、慈愛ではなく

ソリダリティ
連帯」とされるのである（76）。

また、善き生を問うアリストテレス的善倫理の系譜に連なる現代のネオ・アリストテレス主義者からは、手続き主義が、第一に関与者にとっての動機の抽象化、すなわち解決を望む具体的問題からの切断、第二に所与の状況の抽象化、すなわち適用に際しての状況固有の意義の無視、第三に既存の制度や生活形態の抽象化、すなわち古い慣習や制度を伴う生活世界との断絶、という三つの問題点を持つとの指摘がされる。これに対してもハーバーマスは、近代社会の多元主義の中で「形而上学的なバック・ボーンをもたないわれわれ」に為し得ることは、「手続き的合理性の尺度を満足させる実践理性の概念」の追求以外にないと反論する（100 - 101）。討議倫理は、多様な善の共存が可能な理由を明らかにする「根拠づけ問題」に重点を置くものであり、「適用問題」はまた別種の問題とされるのである。

第三部「実践理性」ではまず、プラグマティックな討議、倫理的討議、道徳的討議の明快な区別が述べられる⁽²⁾。プラグマティックな考察が、所与の目的実現のために「適切な技術、方策、プログラムを発見するという目標をもった目的合理性の地平の内部で働く」のに対し、倫理的な考察はアリストテレス以来の「善き生についての臨床的問い」に関わり、自分自身のアイデンティティをどのようなものになりたいのかについての「『強い』選好」に関わるとされる。他方、道徳的考察は、「私は何を為すべきか？」という問いを「人は何を為すべきか？」という問いに転換させ、各人が主観的な善き生の観点に依存せず、他者のパースペクティブとの相互理解を目指すことを要求する。したがって、道徳的討議においては、「各人のパースペクティブとあらゆる人のパースペクティブが交差して生れるさらに高度な間主観性が構成される」ことになる（132）。

最終章の「討議倫理の解明」は、さまざまな論者に対する応答の集積であり、要約は難しい。ここでは評者の関心に即し、興味深く感じられた論点を二つ挙げるにとどめたい。第一は、ロールズ評価の問題である。本書では随所でロールズが取

り上げられるが、本章第2節と第11節にも後期のルールズに対する言及が見られる。第三章では『正義論』に即しつつ契約モデルの私法的かつ目的合理的な性格に批判の矛先が向けられていたのに対し、本章では後期ルールズに見られる人格の理性的能力への過剰な期待が批判され、ネオ・アリストテレス主義へ後退してしまったとの評価が下される。手続き的な正義の理解という点では共通点を有する両者であるだけに、こうした細部の批判がどの程度の重みを持つのか、慎重に見極める必要があるだろう⁽³⁾。第二に、意志の自律性を問題にする際のハーバーマスの徹底的な間主観的理解も、印象的である。典型的には第5節で「意志が自律的であるとは、万人が共通して意志することができると思われることを通して、つまり、道徳的洞察を通してその意志が導かれる場合だけのことである」と述べられている(171)。よって討議倫理はアトム的な個人主義に基づく自律性概念は取らないのだが、他方で間主観的に読み替えられた自律性概念の有効性も明らかとは言えない。ネオ・アリストテレス主義への執拗な批判も、勘繰るならば、間主観的な自律性を個人主義の方向へ背後から引き戻そうとする試みと見なせないわけではない。

三 内容の整理：『ポスト世俗化時代の哲学と宗教』について

掲載順にハーバーマスの講演から見ていきたい。世俗化された国家の規範的前提という問題に対して、ハーバーマスは、世俗的な正当化が可能かという認識上の観点と、手続きと原則のみからなる形式的な規範が十分なモチベーションを獲得できるかという観点の二つを区別して考察を進める(『討議倫理』での、基礎づけ問題と適用問題という区別に相当する整理である)。前者については、既存の国家権力を馴致するのではなく、市民によるデモクラシーに依拠した憲法制定の手続きを経てこそはじめて国家権力と法秩序が妥当性を持つと論じられる(もちろん、その基礎には討議倫理のコミュニケーション的理解がある)。後者については、民主的立憲国家において高度の

参加を行なう国家公民育成のため、「社会化」や「自由な政治文化の日常習慣や考え方に慣れ親しんでいる」ことが必要とされる。もっとも、デモクラシーがいったん実現されれば、「デモクラシーの日常的習慣的实践も、それ自体の政治的ダイナミズムを生み出す」(9)。

ただし、国家公民の連帯にも弱点はある。民主化することが不可能な性質を持つ市場や、現状ではデモクラシーに即した意思形成プロセスを持たない超国家的な次元での諸事件は、ポストモダン理論の登場や宗教的基礎づけへの回帰を促した。ハーバーマスもこの現状を真摯に受け止めており、宗教が示すような人々の生のあり方に対するセンシビリティが形式主義的哲学によっては満たされないことを認め、宗教から学び、宗教と付き合うことが重要であると述べる。民主的プロセスを実現する市民の連帯が危機に晒されている以上、「規範意識および市民の連帯がエネルギーを汲んでいる文化的源泉のすべてと大切につきあうことは、立憲国家自身のためにもなること」なのである(20)。

では、信仰を持った市民と世俗化された市民は、どのように交流すべきか。ハーバーマスの形式主義的道徳からすれば、信仰を持つ者が世俗化された市民に対して、見解の相違を認めながら共存していくように求められるのは当然であろう。しかし、前段で見た「文化的源泉」への尊重に即して、世俗的市民も自然主義的な世界像が宗教的な世界像より優位にあると前提してはならないとされる。すなわち、「世俗化された市民は、国家公民としての役割において公共の場で論じるときは、宗教的な世界像には原理的に見て真理のポテンシャルがないと言ってはならないのであり、また信仰を持った市民たちが公共の問題に対して彼らの宗教的な言語で議論を提供する権利を否定してはならないのである」(23 - 24)。

ラッツィンガーの講演「世界を統べているもの」は、政治権力を法の下でどのように抑制するか、という観点から議論を起す。この観点からは、権力を抑制する法がどのように成立するかという生成の問題とともに、法自体の内的な基準がいか

なるものかという問いが生じてくる。ハーバーマスであれば、討議的な法の生成プロセスがそのまま法の内的な意義を導き出すということになるだろうが、ラッツィンガーは同意しない。なぜなら、デモクラシーには代表制度と多数決という手段が伴う以上、「その本質からして揺らぐことなく法的正義であるもの」を導き出すことができないからである(32)。

とはいえ、現代におけるテロの拡大を見れば、宗教はかえってファナティズムを増長させ、不寛容を煽るだけと映るかもしれない。しかし、試験管での生命の生産のような事例を見れば、理性の働きにも疑念を持たざるを得ない。こうなると、多様な道徳が存在する現在の地球社会で倫理的自明性を見出すのは容易ではない。

ラッツィンガーは歴史に範を取る。近代初頭には、アメリカ大陸の発見による非ヨーロッパ文化との出会いやキリスト教世界内部の信仰の分裂が経験された。その経験からは、自然法の伝統と人権の概念が生み出されてきている(『討議倫理』42頁での人権の展開に関する議論と比較された)。自然法と人権も今やそのままでは普遍的な価値とはいえないが、このようなものを生み出した「異文化対話」こそ重要だとラッツィンガーは主張する。ハーバーマスの主張するような世俗的合理性は西洋で主導的であり続けるだろうが、少なくとも今のところは究極的な普遍的原理が手に入らない以上、キリスト教的な現実理解も並行して生き続けると想定される。

したがって、宗教に対して理性によるコントロールを行なうこと、同時に理性の傲慢に対して宗教的伝統を屹立させること、この相関関係を保つことが重要となる。第二に、その相関関係を異文化交流の中で具体化することが求められる。キリスト教信仰と西洋型の世俗的合理性が世界で有力な位置を占めているからこそ、それ以外の諸文化の声を聞き、「多声的な相関性」を受け入れなければならない。ラッツィンガーはこのプロセスの中で、最終的には何らかの本質的な価値や規範が再び力を得ることになると予測する。

四 考察

以下では、二つの論点を取り上げ、簡単に分析したい。第一の論点は、ハーバーマスの手続き的、形式主義的道徳が、人々にどれほどのモチベーションを与えうるのか、という問題である。『討議倫理』において、ハーバーマスは繰り返し根拠づけ問題と適用問題の区別を主張している。つまり、手続き的原則による道徳の当為妥当性請求は個々の生のコンテクストを離れるからこそ可能なのであり、適用問題は各人の倫理に関わる別種の課題として扱われなければならない。もちろん、討議参加者の問題意識が少なくとも当初は個別のコンテクストの中で醸成されてきたという点で、道徳と倫理が完全に分離できるというわけではない。しかし、「道徳的ということは、そのコンテクスト依存性の程度に応じてのみ、倫理的判断から区別される」(262 - 3)という一線は堅持される。

根拠づけ問題と適用問題の区別が2004年講演でも維持されていることは、容易に見て取れる。問題は、こうした区別に基づいて理解される適用問題について、とりわけ人々の動機づけについて、ハーバーマスの主張がさほど説得的とは思えないという点である。講演の中でハーバーマスは、民主的立憲国家における市民が政治参加に対し質的に高度な意識を持っている必要があると論じ、社会化や教育の役割を重視している。またデモクラシーの実践自体がデモクラシーに適合的な意識を持つ市民を育てるとも述べる。しかしながら、このような論拠には、既にハーバーマスの民主クラシーの基礎を有している社会があつてこそ、という側面がある。実際「今日、われわれは幸いなことに、西洋社会に生きている」(『討議倫理』21頁)「国家公民のあいだで、それがいかに抽象的で法によって媒介されたものであろうと、連帯が成立するためには、まずは正義の諸原則が、文化的な価値志向の濃密な網の目のなかに根づく必要があるのだ」(『ポスト世俗化時代の哲学と宗教』12頁)といった言明は、直接的ではないにせよ、特殊な世俗的文化の現実的優位に対する依拠を示しているとも取れる⁽⁴⁾。ラッツィンガーの講演

が最終的にはおよそ遠い期待である「本質的な価値や規範」に依存するのにもかかわらず、時にハーバーマスよりも抑制的でかつまた人々を魅了するように感じられてしまうのは、世俗的合理性への一貫した批判の力と、ハーバーマス自身が「他の場所では失われてしまったものが無傷で残っていることが十分ありうる」(『ポスト世俗化時代の哲学と宗教』18頁)と認める宗教の魅力がありうべき選択肢として明示的に差し出されているがゆえに他ならない。

さらにこの点と関連するのだが、第二の論点としてハーバーマスにおける政治の位置づけという問題がある。ハーバーマスにとって政治権力は、個人の多様な生活設計の中で道徳的命令を実行するために道徳から法権利へ問題を移行させ、制度化された法と政治を実現するものとして理解される。民主的立憲国家が、討議倫理の原則に沿って、市民の包括的参加を伴うデモクラシーにより、手続き的に理解されることは間違いない。ところが、手続き主義に基づく道徳的観点は「各人の行為様式に直接適用されるのではなく、制度化された法と政治に適用される」(『討議倫理』236頁)という限定性を持つため、最終的には市民的不服従や革命権まで含めた法への服従の限界が問われることになるという。

ここにもまた、ある種の適用問題を見ることができる。すなわち、道徳的考察と区別される意味での政治的問題がハーバーマスの討議倫理の射程にどの程度入ってくるのかはさほど明確ではなく、仮に射程に入るとしても極度に薄い関わりしか有していない可能性があるのである。この点の正確な分析は、他の著作の検討をも踏まえねばならない。またハーバーマスをこのように読解したからといって、ラッツィンガーの抱き続ける遠い期待に寄りかかれずむというものでもなからう。しかし、これほど薄弱な動機づけにもかかわらず善のコンフリクトに囚われた現代を道徳の討議理論の域へ高めようとするハーバーマスの願望は、それだけにラッツィンガーが熱を込めて述べる「世界を統べているもの」への憧憬を不気味なほどに浮かび上がらせずにはおかない。この意味

で、理性と宗教の弁証法が行き着く先を、われわれはいまだ見通すことができないままにいる。

- (1) 以下、主要な引用部分には()内に頁数を記す。
- (2) この区別に基づき、90年代以降のハーバーマスは「道徳の討議理論」を「討議倫理」のより正確な名称とする。
- (3) 例えば、次は両者を同じカテゴリーで整理する。
James Bohman and William Rehg (eds.), *Deliberative Democracy: Essays on Reason and Politics*, The MIT Press, 1997. なお、ロールズとハーバーマスの関係についての標準的な理解の一例としては、ジェームズ・ゴードン・フィンリソン『ハーバーマス』(村岡晋一訳、岩波書店、2007年) 149 - 152頁を参照。
- (4) この問題は、ハーバーマスの徳論としてまとめることができる。牧野正義『ハーバーマスのシティズンシップ論 市民的徳性論を中心に』(『法学政治学論究』第73号、2007年、43 - 75頁)は、この点に関する詳細な分析である。

歴史的コンテクストの中で古典を読むということ

川合清隆『ルソーとジュネーヴ共和国 人民主権論の成立』（名古屋大学出版会、2007年）をめぐって

田中拓道（新潟大学）

一 はじめに

約250年前に生きたルソー（1712 - 1778年）への関心は、現在でも衰えることを知らない。ここ10年間に世界で発刊されたルソー研究書は約400冊にもものぼる（フランス国立図書館での調査）。政治哲学の分野でも、2006年にはJ. スコットによって、主要なルソー研究を編纂した全四巻の注解書が発刊されている⁽¹⁾。

これらの研究によって、ルソーの思想の論理構造は解明が進んできた。一方その思想解釈をめぐっては、次のような困難が積みまってきた。彼の思想が近代デモクラシーや人民主権の原理を徹底して突き詰めたものであればあるほど、その理念（理想）と現実との間に架橋しがたい距離が生まれ、それを現実政治に適用しようとするならば、容易に非民主主義的体制へと転化しかねない、という問題である。実際、18世紀末フランスでは、ルソーに影響を受けたと称するロベスピエールやサン＝ジュストらによって恐怖政治が展開された。19世紀を通じて、ルソーの思想は「ジャコバン主義」の源泉とされ、激しい毀誉褒貶にさらされた。

しかし近年では、こうしたルソー像を修正する重要な研究が進展している。ルソーの主要テキストを当時のジュネーヴ政治のコンテクストに位置づけ、それへの実践的介入として読み解こうとする研究である。こうしたアプローチは、ルソーの思想が現実政治にどう適用されたのかを、彼自身の言説によって判読するという新たな可能性を切り開く。その一方で、こうしたアプローチは、単なるテキストの内在的読解を越えて、当時の政治状況と（語彙・レトリックを含めた）テキストとの複雑な交錯関係を読み解くという、高度な方法上の技法を要請する。

以下ではこの二つの論点、すなわちルソー思想

の現実政治への適用可能性、政治思想史の解釈方法論という二点を軸として、本書の内容を検討する。

二 先行研究の状況

ルソーが『第一論文（学問・芸術論）』初版以降、著者名に「ジュネーヴ市民」と付していたことはよく知られている。彼が社交や華美を競う文明国フランスを嫌悪し、質実剛健な習俗を維持する（古き良き）ジュネーヴにアイデンティティを求めていたこと、彼のテキストが同時代ジュネーヴの政治状況に対する応答として読めることを指摘する研究が、近年進展してきた。

（1）近年の研究潮流

ルソーとジュネーヴの関係を扱った研究は古くからある。ヴァレットはジュネーヴの知的・政治的環境がルソーの思想に与えた一般的影響を指摘したが [Vallette 1911]、スピंकやドラテはそうした影響を認めつつも、ルソーの思想が純粋な理論的構築物であり、現実のジュネーヴ国制とは対応しないと主張した [Spink 1934] [Derathé 1950]。

しかし近年では、こうした解釈を反駁する有力な研究が生み出されている。1971年に発刊されたロネの『ジャン＝ジャック・ルソー 政治的著述家（1712 - 1762年）』（第2版1989年）では、ジュネーヴの同時代人の書簡・手稿に遡った調査がなされ、ルソーがジュネーヴ政治に深く関わっていたこと、彼のテキストが特権的富裕層にたいする小ブルジョワジーの階級闘争を支援するものであったことが指摘された [Launay 1989]。

さらに1997年には、ローゼンブラットによって『ルソーとジュネーヴ 第一論文から社会契約論まで（1749 - 1762年）』という決定的研究が公刊される [Rosenblatt 1997]。この書は、18世紀

前半のジュネーヴの書籍・パンフレット・雑誌・書簡のみならず、ジュネーヴ政治・行政に関する一次資料を網羅的に検討し、次のことを明らかにした。すなわち、当時のジュネーヴ共和国が国際金融都市となり、一部の富裕層が貴族化して政治・行政権力を独占し、市民層（手工業者）と対立していたこと、ルソーはジュネーヴにおける商業化の進展に危機感を抱き、素朴な「徳」に基づく古典的共和主義の維持を追求していたこと、当時の自然法学者（グロティウスとプーフENDORF）を引き継ぐバルベイラック、ピュルラマキなどが寡頭体制を擁護する正統思想となっており、ルソーの主要テキストはそれらを反駁する意図を持って執筆されたことである。

こうした研究状況を受け、日本では小林淑憲氏が、1990年代末から、ルソーとジュネーヴ人との書簡や当時のジュネーヴの「言説世界」を詳細に検討し、ルソーの主要テキストの政治的意味を読み解く一連の業績を発表している〔小林 1999; 2001; 2006〕

（2）本書の位置づけ

ここで採り上げる川合清隆氏の『ルソーとジュネーヴ共和国 人民主権論の成立』（名古屋大学出版会、2007年）は、以上の研究状況を踏まえて執筆されたものである（ただし小林氏の業績には一切言及されていない。この点は後に触れる）⁽²⁾。本書は従来の研究に比べ、ジュネーヴの国制・政治史を詳しく紹介し、ルソーの後期の著作、すなわち『社会契約論』と『山の上からの手紙』をジュネーヴ政治史と関連づけて読解しようとした点に特徴がある。主に参照される資料は、ジュネーヴ史に関する二次研究書、ルソーの書簡集・全集テキスト、ルソーの主要二次研究書である。

三 ルソー思想の現実政治への適用

以下ではまず、（1）当時のジュネーヴの政治状況にたいして、（2）『社会契約論』を中心としたルソーの政体論が、（3）どのように適用されたのか、を中心に本書の概要を示す。

（1）ジュネーヴの政治状況

本書のひとつの特徴は、18世紀ジュネーヴ共和

国の国制・政治状況が詳述されることである（1章、5章、終章）。当時のジュネーヴ共和国は四つの身分から成っていた（古参市民（citoyen）、新市民（bourgeois）、居民（habitant）、出生民（natif））⁽³⁾。このうち前二者が市民権を有し、総会のメンバーとなる。人口の大部分を占める後二者は政治的な無権利状態に放置されていた。附言すれば、ルソーは前二者のみを「人民」とする当時の用法を踏襲しており、無権利者の存在を考慮しなかった（65）。名目上は主権が総会に属する共和国であったが、実際には17世紀以降、市民の一部が門閥貴族（patricia）化し、総会の上位に200人議会や25人の参事会を置いて寡頭政治を行っていた。

18世紀初頭から、租税や小麦価格の値上げを契機として、門閥貴族の支配する参事会と、市民階級を代表する総会のどちらが主権を有するのかをめぐる政治闘争が繰り広げられる。ルソーのテキストと直接関わるのは、1734 - 38年の闘争を経て、フランスの調停により作成された文書「調停決定（*Règlement de l'illustre Médiation*）」である。この闘争で、市民側は総会の定期開催、総会による立法提案権・法の修正権を要求した。一方貴族側は、グロティウス、プーフENDORF、バルベイラックら大陸自然法学を引き継ぐピュルラマキを味方につけ、ジュネーヴは総会・200人議会・参事会に主権が分有された「混合政体」であること、立法の発議権は参事会・200人議会が有すること、総会は参事会の承認を経て開催されることを主張した。「調停決定」は、総会が主権を持つことを名目上認めつつも、実際には現体制を維持するという折衷的内容であった。

（2）ルソーの政体論

本書において、ルソーのテキストは、上記の不安定な政治状況への介入として読解される。その特徴は、これまでのルソー研究で重視されてきた社会契約論や人民主権論にとどまらず（これらが大陸自然法学への理論的反駁であったことは先行研究で指摘されている）、立法過程と政体論に大きな比重が置かれていることである（3章、7章）。

まず本書では、政体論につき次の指摘がなされる(59 - 61)。ルソーの政体論は、伝統的な主権者の数による分類ではなく、為政者の数による分類である。主権 = 立法権の担い手は人民であり、人民主権に基づかない国家は正当性を持たない。一方執政権を担う政府の形態として、直接民主政が否定され、君主政・貴族政が許容される(181)。とりわけ選挙貴族政が「最も優れた政体」とされる(60)。

第7章では『社会契約論』の論理構造の精緻な分析がなされている。ここでは立法過程に関する論点を採り上げる。主権者である人民は法を起草する能力を持たない(立法者論)。人民主権とは、法の批准が定期的な人民集会によってなされることである(代議制批判)。人民集会が全会一致である必要はない。法案の重要度にしたがって、全会一致から単純多数決まで、決められた比率で決議される。

(3) ルソーの政治的介入

ルソーのジュネーヴ政治への介入は、以上の思想と呼応して行われた(4章、6章)。

1) 「献辞」(1754年)

ルソーが『人間不平等起源論』に付したジュネーヴ共和国への「献辞」は、長らく謎であった。一般に寡頭支配とされる当時のジュネーヴ共和国を口を極めて賞賛しているように見えるからである。先に挙げたスピנקは、それをジュネーヴにたいするルソーの無知と思い込みの表れと解釈し[Spink 1934: 87]、ヴァレットは為政者への媚びへつらいと解釈した[Valette 1911: 88]。

川合氏によれば、この文書からは次のようなジュネーヴ観が読み取れる(88 - 101)。ジュネーヴでは「賢明に抑制された民主政(démocratie sage et tempérée)」が実現されている。具体的には、市民が直接立法を発議せず、参事会が立法発議権を有し、総会はそのを批准する権限のみを有する。純粋な直接民主政はうまく機能せず、暴力的革命運動は否定されるべきである。以上を踏まえ、現存する中でジュネーヴの政体は最も理想に近い。ルソーは「祖国の存続」を願う気持ちから、そう判断してジュネーヴを賞賛した。

2) 『山の上からの手紙』(1764年)

こうしたジュネーヴ観は、『社会契約論』(1762年)がジュネーヴ政府によって禁止された後の反駁書『山の上からの手紙』でも、部分的な修正を経て繰り返される。従来の研究であまり検討されてこなかった『手紙』を詳細に検討したことも、本書の貢献である。そこではおよそ以下の点が明らかにされる。

立法の発議権は参事会・200人議会にあり、総会は法の修正・執行監視権を有する。人民主権を具体化するのには、総会での(法の修正・執行監視を意味する)「意見提出権」である。「意見提出権」を制約する条項は、総会主権に反しており誤っている。

著者によれば、ルソーは『山の上からの手紙』で参事会の寡頭支配を批判し、総会 = 人民主権を繰り返し主張した。にもかかわらず、現体制を「それ自体では完全ではないが相対的には完全な」「人間が作る国家としては理想に近いもの」と見なした(151)。こうした態度はルソーが自らの思想を現実に適用する際の「柔軟」さを示しており、その背後には彼の「遵法精神」「非暴力主義」があった、という(145, 151)。

以上のように、川合氏の著作は、先行研究と問題関心を共有しながらも、幾つかの点で新しい解釈を披瀝している。ルソーの思想では、立法権と執政権が峻別されるため、執政府の形態は君主政・貴族政のいずれでも良く、選挙貴族政が最高の政体である。ルソーは1754年の時点で、ジュネーヴ共和国の内実を知悉した上で、その政体を自らの理想の現実態(人民が法の批准・修正権を握りつつも、法の発議と執行は「選挙貴族政」に委ねられる、という「穏健な民主政」)に近いと判断した。ルソーの思想はラディカルであるが、現実には革命を忌避する穏健な遵法主義者であり、平和主義者・非暴力主義者である。

このうちルソーの思想の立法論・政体論が詳しく検討され、現実のジュネーヴ共和国への適用可能性が示された点は、本書の重要な貢献である。他方 については、議論の余地が残る。どの先

行研究を参照しても、当時総会主権が実現していたとは言いがたく、ルソーの「賞賛」を文意のままに受け取れるか疑問が残るからである。こうした問題点は、政治状況への介入を意図して書かれたテキストを、どのように著者の思想内容と関連させて読み解くのか、という政治思想史の方法上の問題を惹起する。

四 政治思想史方法論

(1)「献辞」をどう読解するか

ルソーが1754年に付記した「献辞」は、失った市民権を取り戻してジュネーヴに永住するという意図とともに執筆された。前もって参事会の反応を考慮し、市民層リーダーのド・リュックに相談の上、一字一句の修正に腐心した、と指摘されている。こうした「献辞」の内容は、どの程度ルソーの本心を表現していたのであろうか。

そもそもルソーは当時のジュネーヴ政体を、どこまで具体的に把握していたのであろうか。川合氏は、それに無知であったとするスピックを批判し、「ルソーがドリュックと相談して「献辞」を仕上げたときは...「1738年の布告」の問題点はすべて承知していた」と断言している(87)。しかし小林氏の研究によれば、『献辞』を書いた時点でルソーは、1738年の『調停布告』において主権が総会に帰属すると明確に規定されてはいなかったことをおそらく知らなかった」という[小林 1999: 241]。実際1763年10月25日のド・リュック宛ての手紙の中で、ルソーは「私はあなたがたの共和国の政体を研究したことはありません」と述べている(238)。

いずれにせよ、ルソーが当時のジュネーヴ政体について細部まで知悉した上で、本心から「最も理想に近い」と賞賛したのかどうか、本書の記述からは判断しがたい。後述するように、一見彼の思想と矛盾するような身振りを演じること自体に、彼なりの状況判断と政治的意図があったのではなかろうか。

(2)ルソーにおける思想と実践の「乖離」

他方、川合氏はルソーの思想と実践に大きな乖離があることを認めている。ルソーにおける「理

論と実際とは次元を異にする二つの事柄」(216)であり、「乖離があるという点での統一は常に取れている」(98)と。その説明として挙げられるのが、すでに指摘したルソーの「遵法精神」であり「非暴力主義」である。彼は大国に囲まれた小国ジュネーヴが内乱によって滅亡しないようにとの「愛国心」から、「現状維持の保守的態度」を選択した、という(93)。

しかしこれは説得力に乏しい説明である。そもそもそうした状況判断が思想に優先するのであれば、彼の思想テキストを政治状況と関連づけて読む意味はあまりなくなる。また「非暴力主義」という政治信条が、他の思想体系とどのような関係にあるのかも十分説明されていない。

ルソーの思想とジュネーヴ共和国への態度との間に、より内在的な対応を見いだすことはできないのであろうか。ローゼンブラットのように、ルソーの立場は常に穏健な改革市民層の側にあり、彼のテキストは一貫して政府批判を意図して執筆された、と捉えるのも一つである[Rosenblatt 1997: 289]。

もう一つの可能性は、ルソーがあえて党派対立の「和解」を奨励し、両者に原理的なテキストを提示し続けた点に、彼の思想との一貫性が見いだせる、という解釈である。たとえば小林氏は、ルソーがジュネーヴの「外部」から政府・市民層の両者に抽象的・原理的テキストを提示することで、特定の「党派」への肩入れを拒絶し、共和国の一体性・単一性を保持しようとしたのではないかと指摘している[小林 2001; 2006]（これは「平和主義」「非暴力主義」という政治信条による説明と同一ではない）。

評者にはこれらのうちどの解釈が正しいのかを判別する能力はない。一般的に言えば、政治的な緊張状態の中で書かれたテキストを読解するには、その文面上の意味以上に、語彙・レトリック・スタイルがもたらす政治的効果について、著者がどのような状況判断の下に、どのような予測を行い、どのような帰結を意図していたのかを、一つ一つ精密に跡づける必要があるはずである。さらにそうした意図を、著者の思想体系と関連づ

ける何らかの方法上の工夫が必要である。

翻ってみれば、川合氏の著作には二系列の方法が並存している。ひとつは、前著『ルソーの啓蒙哲学』（名古屋大学出版会、2002年）から引き継がれ、本書では自然法・社会契約思想の系譜上にルソーを位置づけたドラテの方法に依拠して展開される、テキストの内在的な論理構造の分析という伝統的思想史の方法である。もうひとつは、スキナーの影響を受けたローゼンブラットによって展開された、同時代ジュネーヴの政治・言説の史的コンテクストの中でルソーのテキストを読解する、という方法である。

本書では、この二つの方法が並存したまま論述が進められ、ところどころで両者の「乖離」が顕在化する。ルソーの「非暴力主義」「遵法精神」とは、内在的な思想分析から導かれたというよりも、両者を縫合するために呼び出された便宜的概念である。二つの論述を統合するには、さらなる方法上の工夫が必要であった。

五 おわりに

これまで評者は様々な疑問を交えて本書の内容を検討してきた。とはいえ、本書が著者による長年の研究の成果であり、評者自身ルソーの人民主権論や政体論について、ジュネーヴ政治とルソーとの関連について、多くを学んだことに変わりはない。附言すれば、評者はルソーの専門家ではなく、18世紀政治思想史の専門家ですらない。誤解や誤読があったとすれば、すべて評者の責任であり、率直にお詫び申し上げたい。本書の公刊を機に、ルソーの思想体系の現実政治への適用可能性について、政治思想史の解釈方法論について、専門家同士のさらなる議論が深まることを期待したい⁽⁴⁾。

注

(1) John T. Scott ed., *Jean-Jacques Rousseau: Critical Assessments of Leading Political Philosophers*, 4 vol., London and New York, Routledge, 2006.

(2) 以下本書からの引用の頁数は()で示す。

(3) これに服従民 (sujets) を入れて5つとする研究もある [Launay 1989: 34] [小林 2001: 97]

(4) 本文で記したように、評者には川合氏の著書と小林氏の研究は、相互に補い合うように見える。たとえば本書で余り触れられていない古典的共和主義と商業との関係、『人間不平等起源論』とジュネーヴ政治との関係、大陸自然法学者とルソーとの思想対決、公民宗教論について、小林氏は既に研究を公表している。これらとの対話を含めたならば、本書の内容はさらに充実したものとなったように思われる。

引用文献

Derathé, Robert, 1950, *Jean-Jacques Rousseau et la science politique de son temps*, Paris, Presses Universitaires de France (西嶋法友訳『ルソーとその時代の政治学』九州大学出版会、1986年)

小林淑憲, 1999, 「ジュネーヴの『公的世界』とルソー(1)(2・完)」『東京都立大学法学会雑誌』39巻2号, 203 - 243頁, 40巻1号, 389 - 401頁.

, 2001, 「内乱後のジュネーヴ共和国と『社会契約論』」『政治思想研究』1号, 95 - 112頁.

, 2006, 「『人間不平等起源論』とジュネーヴ共和国との関連についての一考察」『季刊北海学園大学経済論集』54巻2号, 15 - 41頁.

Launay, Michel, 1989, *Jean-Jacques Rousseau, écrivain politique (1712-1762)*, 2^e éd., Paris, Slatkin.

Rosenblatt, Helena, 1997, *Rousseau and Geneva: from First Discours to the Social Contract, 1749-1762*, Cambridge, Cambridge University Press.

Spink, J. -S., 1934, *Jean-Jacques Rousseau et Genève*, Paris.

Vallette, Gaspard, 1911, *Jean-Jacques Rousseau Genevois*, Paris.

第6回日韓共同学術会議報告

齋藤純一（早稲田大学）

「日本と韓国における憲法と民主主義 理論・歴史・展望」をテーマとした第6回日韓共同学術会議は、2007年6月29日、30日に早稲田大学小野講堂で開かれた。日本政治思想学会、韓国政治思想学会および早稲田大学大学院政治学研究科が主催し、日韓文化交流基金の後援を得た。ご多忙のなか、報告者、討論者、司会、翻訳者などとして積極的に関与して下さった会員諸氏にこの場をかりてあらためて御礼を申し上げる。とくに、この会議の企画・運営全般にご尽力くださった梅森直之会員（早稲田大学）に心より感謝申し上げます。

会議のプログラムは下記のとおりである。

第1セッション「立憲主義と民主主義」

[報告]

徐圭換（仁荷大学政治外交学科教授）「民主主義的制度としての憲法裁判所？ 憲政と民主主義に関する政治理論的論考」

阪口正二郎（一橋大学大学院法学研究科教授）「立憲主義と民主主義の対立 違憲審査制を中心に」

[討論]

川岸令和（早稲田大学政治経済学術院教授）

姜正仁（韓国政治思想学会会長：西江大学政治外交学科教授）

[司会]

齋藤純一（早稲田大学政治経済学術院教授）

第2セッション「憲法制定の政治」

[報告]

徐希慶（延世大学国家管理研究院教授）「韓国と北朝鮮の憲法制定に関する比較研究（1947 - 1948） 真の民主主義の二つの道」

川岸令和「日本国憲法の制定：再考」

[討論]

宇野重規（東京大学社会科学研究所教授）

李三星（翰林大学校政治行政学科教授）

[司会]

佐藤正志（早稲田大学政治経済学術院教授）

第3セッション「法と政治文化」

[報告]

郭峻赫（慶北大学政治外交学科助教授）「共和主義的憲政主義とアジア的価値」

金井隆典（日本大学法学部非常勤講師）「明治初期日本の「政体」の模索に見る“伝統”と“近代”の交錯 近代の義民伝承を手がかりに」

[討論]

大久保健晴（明治大学政治経済学部講師）

姜相圭（ソウル大学国際問題研究所専任研究員）

[司会]

飯田泰三（法政大学法学部教授）

第4セッション「憲法改正と民主主義」

[報告]

文智暎（西江大学社会科学研究所専任研究員）

「韓国の民主化過程における「憲法」問題 民主主義を拘束する法治？」

杉田敦（法政大学法学部教授）「私たちにとって憲法とは何か」

[討論]

苅部直（東京大学大学院法学政治学研究科教授）

郭峻赫

[司会]

齋藤純一

第5セッション「憲法と市民」

[報告]

金南局（ソウル大学政治学科教授）「多文化時代における韓国の憲法と市民 共和主義的アプローチの限界」

千葉眞（政治思想学会代表理事：国際基督教大学教授）「立憲主義と平和主義について 立憲主義発展史の視座から」

[討論]

李鎔哲（早稲田大学政治経済学術院客員研究員）

齋藤純一

[司会]

梅森直之（早稲田大学政治経済学術院教授）

日韓共同学会議は、回を重ねるにつれて、学術交流というよりも、日韓の研究者が重要な課題として受けとめているテーマをめぐる共同の討議という性格を強めてきている。今回の「憲法と民主主義」についても、日韓参加者の間で、立憲主義と民主主義との関係や共和主義についての理解など、議論の基本的前提はほぼ共有されており、それを踏まえた水準の高い議論が交わされた。とくに印象に残ったのは、韓国において共和主義が論壇で広く用いられる政治的言語となっていること、共和主義的な政治参加を強調する議論と立憲主義にもとづいて民主的な意思形成・意思決定に対する制約の必要を説く議論との間で緊張感のある論争が交わされていること、そして当然のことながら憲法の意義が反独裁という歴史的コンテクストのもとで論じられていることである。

今回は、日本国憲法がアジアの社会においてもつ意味については議論を深めることはできなかったが、それでも、憲法と民主主義を一国の内部で論じることの限界については認識が共有され、それぞれの歴史的コンテクストを相互に付き合わせる仕方で共通の議論を形成していくことの必要性があらためて確認された。このことは、憲法をたんなる一国の最高規範を記したテキストとして見るのではなく、普遍主義的な内容をもつ憲法原理をめぐる解釈実践＝慣行の積み重ねとしてとらえ返すパースペクティブが必要であることを示唆し

ているように思える。

会議の運営に関する反省点としては、広報が不十分であったため多くの参加者を得ることができなかったということが挙げられる。会議の内容としては充実していただけにそのことが惜しまれる。会員諸氏には、これからの日韓共同学会議の活動にぜひ関心をもってくださるようお願いしたい。また、会議を円滑に進めるためには同時通訳が不可欠であり、そのコストを学会が負担することにご理解をいただければ幸いである。

第7回の日韓学術共同学会議は、近世・近代における日韓の政治思想史をテーマとして2008年5月中旬にソウルで開催される予定である。

2007年度第2回理事会議事録

2007年10月6日(日)午後12時半～午後1時半

於：明治学院大学

文責：事務局 木部尚志

出席者：

理事 千葉眞(国際基督教大学)、飯島昇藏(早稲田大学)、川崎修(立教大学)、齋藤純一(早稲田大学)、佐藤正志(早稲田大学)、杉田敦(法政大学)、添谷育志(明治学院大学)、権左武志(北海道大学)、寺島俊穂(関西大学)、萩原能久(慶応大学)、松本礼二(早稲田大学)、宮村治雄(成蹊大学)、渡辺浩(東京大学)、亀嶋庸一(成蹊大学)、石川晃司(岐阜聖徳学園大学)、清水靖久(九州大学)、岩岡中正(熊本大学)、富沢克(同志社大学)、吉岡知哉(立教大学)、米原謙(大阪大学)、川田稔(名古屋大学)、菊池理夫(三重中京大学)

監事 岡野八代(立命館大学)、田村哲樹(名古屋大学)

議題：

1. 2007年学会研究会に関する収支報告

添谷理事より明治学院大学で行われた学会研究会の収支報告がなされ、了承された。

2. 早稲田大学で開催された日韓学術交流に関する収支報告

齋藤理事より収支報告がなされ、了承された。来年度はソウルで5月に開催され、テーマが「幕末の思想史」であることが報告された。

3. 2008年学会研究会のプログラム案に関する報告

佐藤理事より岡山大学で行われる来年度の学会

研究会のプログラム案の報告がなされ、了承された。統一テーマは「政治空間の変容」とする旨の説明がなされた。自由論題報告者の申請は11名であったが、そのうち未会員である申請者3名の扱いについて協議が行なわれた。応募の時点ですでに会員でなければならないとの規則に従って、今年度も、昨年度同様、事情を説明し辞退をお願いすることに決定した。また、渡辺理事より、以前より要請のあった「ジェンダーと政治」の問題を、近い将来、学会研究会で取り上げてもらいたいとの提案がなされた。

4. 2008年学会研究会における自由論題報告者に関する報告

佐藤理事より報告がなされた。3.の決定に基づくプログラムの一部変更について協議がおこなわれ、了承された。

5. 各委員会報告

・学会誌編集委員会

川崎理事より公募論文の申し込みについて報告があった。

・ニューズレター

権左理事より次号が12月発行予定であることが報告された。また項目ごとに頁を改変する現行のスタイルを維持することが確認された。

6. 入会希望者の承認

以下の10名の入会が承認された。

石川敬史、倉科岳志、加藤哲理、高橋若木、太田仁樹、森直人、Andrew Gebert、平野聡、河路絹代、濱野靖一郎。

7. 学会員の学会会報への投稿について

従来慣行を尊重しつつ、本学会の形式ばらない自由な気風を重んじ、学会員の投稿(希望)があった場合にはニューズレター委員と代表理事で

ケースごとに掲載の可否を検討するとの方針が千葉代表理事より確認された。また、明示的なガイドラインの必要性の有無についての協議がなされた。

8. その他

・千葉代表理事より、次回理事会を2008年3月15日(土)に開催したい旨の報告がなされた。

・2008年度学会研究会は、岡山大学内の研究所との共催として5万円が会場費として支出されることが確認された。

・学会研究会における報告ペーパーの印刷の費用負担および労力の問題が協議され、「日本政治学会」方式の採用が検討され、了承された。つまり、研究会開催日の2週間程前までに開催校事務局に100部の送付を報告者自身に要請することにした。

2008年度政治思想学会研究会プログラム（予定）

期日：2008年5月24日（土）、25日（日）

会場：岡山大学津島キャンパス

統一テーマ「政治空間の変容」

5月24日（土）

10：30～12：40 シンポジウム 《政治空間における自由》

〔司会〕関口正司（九州大学）

〔報告〕濱 真一郎（同志社大学）「バーリン自由論の再検討」

小田川大典（岡山大学）「政治空間と自由 スキナーとテイラーのバーリン批判」

12：45～14：00 理事会

14：00～17：00 シンポジウム 《リベラル - コミュニタリアン論争以後の秩序観：共同体・国家・世界》

〔司会〕菊池理夫（三重中京大学）

〔報告〕押村 高（青山学院大学）「コスモポリタン = コミュニタリアン論争へ グローバル秩序構想への古典からの応答」

荒木 勝（岡山大学）「アリストテレスの秩序観 個人、共同、国家」

安武真隆（関西大学）「imperium vs respublica? 17 - 18世紀フランスにおける帝国、普遍君主政、勢力均衡」

〔討論〕齋藤純一（早稲田大学）、岡野八代（立命館大学）

17：20～17：50 総会

18：00～20：00 懇親会

5月25日（日）

9：30～12：30 自由論題セッション（詳細は次頁に）

12：30～13：30 理事会

13：30～14：00 総会

14：00～17：00 シンポジウム 《近代日本における国内秩序と世界秩序の構想》

〔司会〕米原 謙（大阪大学）

〔報告〕酒井哲哉（東京大学、非会員）「近代日本の国際秩序論」（仮）

川田 稔（名古屋大学）「昭和初期政治構想の相克 浜口雄幸と永田鉄山」

清水靖久（九州大学）「丸山真男の秩序構想」（仮）
〔討論〕権左武志（北海道大学）

自由論題セッション（詳細）

第1会場

A（9：30～10：30） 司会：荻原能久（慶應義塾大学）
遠藤泰弘（北海道大学大学院助教）「初期フーゴ・プロイスの政治思想」

B（10：30～12：30） 司会：宇野重規（東京大学）
朝倉拓郎（九州大学大学院学術研究員）「社会契約論における信頼概念（trust）の位置づけ」
杉本竜也（日本大学大学院博士後期課程）「トクヴィルとフランス二月革命 トクヴィル『回想録』に
関する考察」

第2会場

C（9：30～10：30） 司会：小野紀明（京都大学）
小林正嗣（名古屋大学大学院研究生）「一九二〇年代・三〇年代におけるマルティン・ハイデガーの
哲学の政治思想的検討 「民族」概念を手がかりにして」

D（10：30～12：30） 司会：山岡龍一（放送大学）
森田明彦（東京工業大学特任教授）「マイケル・イグナチエフの人権思想」
平石 耕（成蹊大学非常勤講師）「現代英国における『能動的シティズンシップ』の理念をめぐる議論
D.G.グリーンとB.クリックとを中心として」

第3会場

E（10：30～12：30） 司会：安西敏三（甲南大学）
李 栄（大阪大学大学院博士後期課程）「中村敬宇における道徳と自由」
金子 元（学習院大学大学院博士後期課程）「サミュエル・タイラーの思想と明治期のモンテスキュー
『法の精神』受容」

2007年12月20日発行 発行人 千葉 眞 編集人 権左武志

政治思想学会事務局 〒181-8585 東京都三鷹市大沢3-10-2 国際基督教大学社会科学科 木部尚志研究室

Tel : 0422・33・3175 Fax : 0422・34・6983 E-mail : kibe@icu.ac.jp

会員業務（退会・会費納入・名簿記載事項変更・会報発送・学会誌発送）

（株）アドスリー 〒164・0003 東京都中野区東中野 4・27・37

Tel : 03・5925・2840 Fax : 03・5925・2913

学会ホームページ : <http://www.soc.nii.ac.jp/jcspt/>